

第37回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和2年6月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第37回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 |
|----------|------|----------|------|----------|-------|
| 1 | 小山 勉 | 2 | 三田照子 | 3 | 三田隆俊 |
| 4 | 藤生正浩 | 5 | 森山進平 | 6 | 遠藤茂太 |
| 7 | 河内義昭 | 8 | 星野雅彦 | 9 | 長谷川良光 |
| 10 | 亀田幸雄 | 11 | 仙田光男 | 12 | 桐生さとみ |
| 13 | 清水 茂 | 14 | 赤坂安一 | 15 | 本島一喜 |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、久保信雄、長竹武男、仁木 肇、尾崎文一、嶋田重雄、柏瀬正雄
入江泰三、堀江 充、齋藤 幹、岡村奏一、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

| | |
|----|---|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名でございます。 推進委員の出席は14名でございます。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長 専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第4号について 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断 について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 以上であります。</p> |
|----|---|

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第37回足利市農業委員会総会を開会いたします。

議長 【午前9時45分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 1番 小山 勉委員、15番 本島一喜委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

主幹 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

主幹 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が407㎡となっております。

主幹 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が16件、筆数が18筆、面積が6,670㎡となっております。

主幹 合計いたしまして件数が18件、筆数が20筆、面積が7,077㎡となっております。

主幹 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

主査 1番、申請地は名草中町地内の畑、258㎡ほか1筆、計640㎡です。

主査 転用目的は、農業用施設及び駐車場用地で、内訳は、1筆が、既存の農業用倉庫1棟184㎡が建築されている農地の是正、現況が宅地になっている筆

です。もう1筆が、従業員の休憩所1棟11.88㎡の設置と駐車場を確保するための転用申請となります。

申請理由につきましては、記載のとおりで、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用除外、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 農業用施設および駐車場です。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、6月11日に事務局で現地調査を行っており、その時の様子をご覧のとおりです。(スクリーン投影)

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により6番 遠藤茂太委員の退席を求めます。

【午前9時54分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、遠藤委員の出席を求めます。

【午前9時55分 出席】

議長 続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。8ページをお開きください。

6月の申請件数は5件、うち太陽光が3件、一般住宅が2件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は田島町地内の田、2,319㎡ほか2筆、計4,703.6㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,320枚を2,204.4㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が21ページから28ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局による事前調査を6月11日に実施しており、その時の写真は

ご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の8ページにお戻りください。

2番、申請地は板倉地内の田、1, 345㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル300枚を510㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

議案書8ページをお開きください。

3番、申請地は葉鹿町地内の畑、4.9㎡ほか3筆、計1,005.9㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル164枚を353㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

議案書の9ページをお開きください。

4番、申請地は新宿町地内の畑、270㎡ほか1筆、計347㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積154.01㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、隣接する転用済地の宅地150.83㎡と一体利用する計画です。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

議案書9ページにお戻りください。

5番、申請地は羽刈町地内の畑、492㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積109.69㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。5番の調査書となっております。

議長

1 番

ります。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はお覧のとおりです。(スクリーン投影)

以上、5条許可申請5件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の19ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年6月16日、火曜日、午前9時から、調査班は森山運営委員長を班長といたしまして、河内委員、藤生委員、亀田委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

250キロワットの高圧の発電出力を得るには、1,320枚のパネルと変電施設が必要で、メンテナンス車両置場や管理用通路が確保でき、日当たりが良く、既存の電柱もある当該農地を適地としたそうです。

転用にかかる費用は全額自己資金でまかないます。

申請地の現況と公図が異なっている点については、申請地北側は、一部、既存の擁壁を生かしてパネルを設置し、南側については公図のとおり事業区域をとる、ということです。段差はそのままとし、整地後に10センチ程度、砂利を敷きます。申請地内を横断する官地は、そのまま残し、公図にない水路は現状を維持します。これらの官地や水路は、草刈りや清掃を行うとのことでした。また、水路に砂利が落ちないように配慮をお願いしたところ、土留めを施工したいとのことでした。

メンテナンス車両の乗り入れ付近にある市の法定外道路は、砂利を敷き、乗り入れ口として使用することで、道路河川保全課と協議が済んでいます。また、乗り入れ口付近の水路の有無については、再度、工事前に確認し、対応が必要な場合は、関係課の指導のもと、工事を進めるとのことでした。

申請地は、東側は市道、北側は雑種地、西側は山林、南側は田で、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、田島町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番から5番を上程いたします。
本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から5番はそのように決定いたしました。
続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断
についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の10ページをお開き下さい。
農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明
いたします。
当案件は、農業委員会が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断が必要となった場合に、総会の議決により判断いただくため、今回上程す
るものです。
対象地は名草中町地内の畑、面積320㎡、耕作放棄地の把握年月日は令和
2年5月18日、現況確認日は同じく6月16日です。
スクリーンをご覧ください。現地の状況は、杉が生い茂って山林の様相を呈
しており、周囲の状況から見て、農地に復元することが出来ないと見込まれる
ため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したとい
うことであります。
続きまして議案書の33ページをご覧ください。
位置図、公図が載せてございます。また34ページに航空写真を参考までに
載せてございます。
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。
4番 藤生委員。

4番 4番 藤生です。
実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日及び調査班は、5条許可申請と同じであります。
調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので
省略いたします。
今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は

集落に近い山の裾野にあり、以前は畑として耕作していたようではありますが、現在は杉の木が植林されていることを確認しました。周囲は山林となっている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは本件を非農地と判断することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の11ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和2年6月30日公告分でございます。

議案書の12ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、15件で面積39,375㎡です。

続きまして所有権移転ですが、今月はございません。

貸借権設定についてですが、詳細が13ページから16ページに記載されておりますのでご覧ください。

15ページをご開きください。訂正がございます。

9番の受人の経営面積等に誤りがございました。92,046㎡とありますが、3,211㎡の誤りでございました。自作地は0で、借入地は3,211㎡でございます。

審議の後、承認をいただきましたら、6月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番から3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により14番 赤坂委員
15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時25分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 1番から3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員、本島委員の出席を求めます。

【午前10時26分 出席】

議長 続いて4番から15番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

9番 長谷川委員。

9番 9番 長谷川です。

15ページの9番の案件ですが、この会社は農地所有適格法人ということになってはいますが、最初に申請したときの農地が、現況使われていなくて一部は耕作放棄地になっています。計画書を出して作付けするはずがなくて、新たな農地を借りるといふのはいかがなものかと考えます。指導をして今回の申請を許可するのか、保留にするのか判断いただきたい。

議長 事務局。

主幹 先日、こちらの申請人がたまたま窓口にいらしたので、こちらの農地についてどうしましたかと申し上げました。その話によりますと、ハウスが建たないということでした。事務局としては営農計画のとおりやっていただきたいとお話はしたところですが、埋め立てした地盤がなかなかしまらないというようなお話だったと思いますが。

9番 耕うんして荒れないようにした形跡はありますが、地盤がしまらないからではなく、しまってしまったので使えないのです。重機で踏み固めたようになってしまっただけで、ただハウスを建てるつもりならいくらでもできます。同時にもう一か所隣接する農地も何もやっていなくて、そちらも耕作放棄地になっているので、何もしていない状況で新たに農地を借りるということに違和感があります。その点を改善しないと、許可しないという状況なのだと思います。

現地を見ているものとしては、今回の申請は保留していただきたい。

議長 百頭町の土地の農地改良の時に、呼び出しをして申請人に意見を求めた時に、西側の農地をきちんと管理してくださいとお願いはしてあったわけです。それが今、耕作放棄地になっているということで、このままこの案件を通したのでは示しがないということで、長谷川委員の今回は保留にした方がという提案について、意見ございますか。

15番 賛成。

議長 耕作放棄地を作る人間が、新たな畑を借りるといふのはあり得ないですよ。

では、今回この案件について保留ということによろしいですか。

【異議なし】

議長 それでは、農業委員全員で決定したということで、保留といたします。

事務局よろしいですか。

主幹 そのようにお伝えします。

議長 そのほか、何かございますか。

それでは、9番を除いて、4番から15番は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

17ページをお開きください。

報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は毛野新町4丁目地内の田、面積264㎡ほか1筆、計315㎡、施設の概要は一般住宅用地で、受理年月日は令和2年4月23日、取消理由は譲渡人の持分設定のためで、取消の日付は令和元年6月11日とありますが、令和2年6月11日の誤りですので訂正をお願いします。

なお、概要のところに5条届出20番と関連とありますが、こちらも4番の誤りですので訂正をお願いします。たびたびの訂正で申し訳ございません。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。こちらは2アール未満の納屋等の農業用施設について、農業用である旨の証明を行うものです。

1番、申請地は稲岡町地内の田、面積は2,449㎡のうち29.66㎡で、施設の概要はアスパラガス出荷調製施設です。受付年月日は令和2年6月2日、処理年月日は令和2年6月3日です。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、5月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第37回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時35分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月 日

足利市農業委員会

1 番委員

1 5 番委員